

2022年2月7日
福岡市
トヨタ自動車株式会社

福岡市とトヨタ、CJPTが、 水素社会のまちづくり実現に向けた幅広い取り組みに関する連携協定を締結

－ 燃料電池車両等の導入に向けた検討を開始 －

福岡市（市長：高島宗一郎）とトヨタ自動車株式会社（以下トヨタ、本社：愛知県豊田市、代表取締役社長：豊田章男）は、水素社会の早期実現に向け、商用事業での協業に取り組む Commercial Japan Partnership Technologies 株式会社（以下 CJPT、本社：東京都文京区、代表取締役社長：中嶋裕樹）と共同で、相互に連携した幅広い取り組みを推進していくことに合意し、その第一歩として燃料電池車両の導入に向けた検討を開始しました。

福岡市は、早くから水素エネルギーに着目し、市民の生活排水（下水）から水素を製造し燃料電池自動車に供給する世界初の取り組みを開始するとともに、燃料電池技術を用いたトラックやバイクなどの実証実験に日本で初めてチャレンジするなど「水素リーダー都市プロジェクト」を進めてきました。

トヨタは、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの中で、水素に関しては、将来の有力なエネルギーとの認識のもと、燃料電池自動車「MIRAI」の販売、水素エンジン車の開発、CJPT との連携による商用車の普及など水素社会の実現を目指して、お客様の選択肢を広げる取り組みとともに業界の枠を超えた幅広い仲間づくりを進めています。

このような中、福岡市とトヨタは、市民のライフスタイルの中で身近に感じ持続可能で実践的な水素利用を広げることについて協議を重ねるとともに、2021年11月のスーパー耐久レースでは、水素エンジン車両のレース用燃料として、福岡市民の生活排水から製造された水素を供給・使用し、水素を通じて初めての連携をいたしました。

そしてこのたび、今後の社会インフラを担う車両の開発・実装や物流における水素社会モデルづくり、市民に身近な施設やイベント等での水素エネルギーの活用、水素社会の実現のために必要な規制の適正化の検討などについて双方で合意に至り、連携協定を締結することになりました。そして、具体的な取り組みの第一歩として、福岡市への給食配送車やパッカー車（ゴミ収集車）として燃料電池トラック、移動式発電・給電システム（Moving e）の導入の検討を開始しました。

今回の連携協定締結を契機に、今後、福岡市とトヨタ、CJPT は、水素を「つくる」「はこぶ」「つかう」という一連のサプライチェーンに関する技術開発や実証を行い、早期の社会実装に繋げることで市民が水素を身近に感じられる社会をいち早く構築するとともに、日本及び世界のカーボンニュートラル実現に貢献するために、積極的に取り組んで参ります。

【問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局グリーンイノベーション戦略担当課 三浦
TEL：092-733-5904（内線 2455）

福岡市とトヨタ自動車との水素社会実現に向けた連携に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、水素社会の早期実現に向け、相互に連携した取組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携することによって、水素を「つくる」「運ぶ」「使う」という一連のサプライチェーンに関する技術開発や実証を行い、早期の社会実装に繋げることで、市民が水素を身近に感じられる社会をいち早く構築するとともに、日本及び世界のカーボンニュートラル実現に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 社会インフラを担う燃料電池車両の開発・実装を通じた水素の社会受容性向上と需要拡大に関すること
- (2) 市民に身近な施設やイベント等での水素エネルギーの活用に関すること
- (3) 水素社会の実現のために必要な規制の適正化に関すること
- (4) その他甲及び乙がこの協定の目的を達成するために必要と認めること

2 前項に定める連携事項の具体的な内容及びその実施方法等については、甲及び乙で協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙がこの協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 2月 7日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高 島 宗 一 郎

乙 愛知県豊田市トヨタ町1番地

トヨタ自動車株式会社 前 田 昌 彦